

# 八王子市資源集団回収事業資源回収業者登録実施要綱

平成 25 年 2 月 1 日施行

改正 平成 28 年 3 月 15 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市資源集団回収事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき団体の登録を行った団体(以下、「登録団体」という。)が、資源集団回収事業を適正かつ円滑に実施するために、登録団体から資源物を回収する資源回収業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(八王子市資源集団回収事業の資源回収を行うことができる業者)

第 2 条 八王子市資源集団回収事業の資源回収を行うことができる業者は、次条の対象資源物を回収し、適正に処理する又は適正に処理する業者に引渡すことのできる業者で、第 4 条第 2 項の規定により八王子市資源集団回収事業資源回収業者として登録を受けた業者(以下、「登録業者」という。)とする。

(対象資源物)

第 3 条 登録業者が取扱うことができる対象資源物は、登録団体が排出した紙類(新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック)、布類、びん類(生きびん・雑びん)、及び金属類(スチール缶・アルミ缶・金属くず)とする。

(登録)

第 4 条 八王子市資源集団回収事業資源回収業者として登録を受けようとする業者は、資源集団回収業者登録申請書(第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(第 4 号様式)
- (2) 従業員名簿(第 5 号様式)
- (3) 機材一覧表(第 6 号様式)
- (4) 自動車車検証の写し
- (5) 回収品目の手数料一覧表(第 7 号様式)
- (6) 他市での回収状況(第 8 号様式)

2 市長は、資源回収業者から前項の申請を受けたとき、次条の登録要件を満たすか審査のうえ、登録業者として登録するものとする。登録完了後、資源回収業者登録通知書(第 9 号様式)により登録業者へ通知する。

3 登録期間は、登録された日から登録された日の翌年の 3 月 31 日までとする。

(登録要件)

第 5 条 登録業者としての資格は次の各号に定めるところによる。

- (1) 回収量の虚偽申告などの不正行為を行った資源回収業者の代表者が、代表者、又は従業員でないこと。
- (2) 登録団体との契約において不正行為を行った資源回収業者の代表者が、代表者、又は従業員でないこと。

- ( 3 ) 登録団体との契約において、正当な理由なく契約を履行しなかった業者でないこと。また、当該業者の代表者が、代表者又は従業員となっている業者でないこと。
- ( 4 ) 登録申請以前に資源物の持ち去り行為が判明した業者でないこと。また、当該業者の代表者が代表者又は従業員となっている業者でないこと。
- ( 5 ) 次条の遵守事項に違反している業者でないこと。

( 登録業者の遵守事項 )

第 6 条 登録業者は次の各号を遵守しなければならない。

- ( 1 ) 登録団体から資源回収業務を請け負うこととなった場合、登録団体名簿を提出すること。
- ( 2 ) 登録団体から回収した対象資源物を登録団体ごと且つ、対象資源物ごとに計量すること。
- ( 3 ) 回収した資源物は、速やかに適正に処理する又は適正に処理することができる業者に引渡すこと。
- ( 4 ) 従業員名簿に記載した従業員以外に資源物を回収させないこと。
- ( 5 ) その他、市長が認める事項。

( 登録内容の変更等 )

第 7 条 登録期間中に登録内容等に変更がある場合は、変更届(第 2 号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 登録業者は、第 4 条第 3 項に規定する登録期間内において、登録を廃止しようとするときは資源集団回収業者登録廃止届(第 3 号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

( 登録内容の公表について )

第 8 条 市長は登録業者より提出された、第 1 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式の内容及びその変更内容について公表することができる。

( 登録の抹消 )

第 9 条 市長は、第 5 条各号の登録要件を満たさなくなった、又は第 6 条各号の遵守事項を遵守しなかったと認められた時は、登録を抹消するものとする。

- 2 市長は登録業者の登録を抹消したときは、その旨を当該業者及び登録団体に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。